

○広島県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

昭和50年3月18日

本部訓令第10号

〔注〕平成28年1月から改正経過を注記した。

改正 昭和55年3月本部訓令第15号

昭和56年4月本部訓令第11号

昭和57年3月本部訓令第7号

平成8年2月本部訓令第2号

平成28年1月本部訓令第2号

平成29年2月本部訓令第2号

令和3年3月本部訓令第4号

令和4年5月本部訓令第19号

令和5年4月本部訓令第17号

警察本部

警察学校

各警察署

広島県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

広島県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

広島県警察音楽隊に関する訓令(昭和38年広島県警察本部訓令第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、広島県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の組織及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 音楽隊は、総務部広報課(以下「広報課」という。)に置く。

(編成)

第3条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、ドラムメジャー及び隊員をもつて編成する。

2 隊長は、総務部広報課長(以下「広報課長」という。)をもつて充てる。

3 副隊長は、広報課次席をもつて充てる。

4 楽長は、特に音楽の知識及び技能を有する隊員をもつて充てるものとし、警察本部長(以下「本部長」という。)が指名するものとする。

5 ドラムメジャーは、行進演奏の知識及び技能を有する隊員をもつて充てるものとし、

本部長が指名するものとする。

6 隊員は、広報課音楽隊第一係、音楽隊第二係及び音楽隊第三係の係員をもつて充てる。

(一部改正〔令和4年本部訓令19号〕)

(任務)

第4条 音楽隊は、音楽を通じて県民と警察の融和を図り、警察広報の効果を高めるとともに警察職員の士気の高揚と情操の育成に寄与するものとする。

2 音楽隊は、必要に応じ、集団力を生かした警察活動に当たるものとする。

(隊長等の責務)

第5条 隊長は、部下を指揮監督し、隊務を掌理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その事務を代行する。

3 楽長は、隊員の技術の指導及び音楽演奏の指揮を行う。

4 ドラムメジャーは、隊員の行進演奏の技術の指導及びその指揮を行う。

(隊員の心構え)

第6条 隊員は、音楽隊員であることを自覚し、演奏技術及びその他の実務能力の向上に努めるほか、規律を重んじ、品位を保持し、及び豊かな人格の形成に努めなければならない。

(活動)

第7条 音楽隊は、主として演奏活動及び集団警察活動を行うものとする。

2 演奏活動は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 警察が主催する儀式

(2) 警察広報を目的とする行事

(3) 警察職員の士気の高揚又は情操の育成を目的とする行事

(4) 公共団体その他これに類する団体の行事であつて、警察広報として効果があると認められるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

3 集団警察活動は、要請に基づき、原則として広島市内及びその周辺の地域において行い、その種別は次に掲げるものとする。

(1) 交通事故多発地点における交通指導取締り

(2) 機動捜査又は車両若しくは徒歩による警ら

(3) 犯罪多発地域における防犯活動

(4) 各種いつせい取締り

(5) 警察本部庁舎等の警備

(6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの

(派遣要請)

第8条 演奏活動に関する音楽隊の派遣の要請は、別記様式第1号による警察音楽隊派遣(演奏活動)要請書を広報課長を経て本部長に提出して行うものとする。

2 前項の要請が部外の各種機関、団体等からなされたときは、当該機関等の住所を管轄する警察署長が受理し、意見を付して本部長に提出するものとする。ただし、警察本部に直接要請がなされたときは、広報課長が当該機関等の住所を管轄する警察署長と協議した後、本部長に提出するものとする。

3 集団警察活動に関する音楽隊の出動の要請は、別記様式第2号による警察音楽隊派遣(集団警察活動)要請書を広報課長を経て本部長に提出して行うものとする。

4 本部長は、第1項又は前項の要請がなされた場合において、その内容が第7条第2項又は第3項各号の一に該当すると認めたときは、音楽隊を派遣するものとする。

(指揮系統)

第9条 音楽隊は、集団警察活動のために出動した場合は、当該出動の要請を行つた所属長の指揮下に入るものとする。

(事件の処理)

第10条 音楽隊において取り扱つた犯罪、事件及び事故の処理手続きは、次のとおりとする。

(1) 刑法犯事件等で被疑者を逮捕したときは、逮捕手続書及び事件引継書を作成し、身柄とともに関係警察署長に引き継ぐものとする。

(2) 交通関係法令違反事件は、現認報告書その他必要な書類を作成し、関係警察署長に引き継ぐものとする。

(3) 交通事故、急訴その他の届出を受けたときは、応急の措置を講じたうえ、関係警察署長に引き継ぐものとする。

(教養訓練)

第11条 隊長は、隊員の演奏技術及びその他の実務能力の向上を図るために必要な教養訓練を実施しなければならない。

2 隊長は、隊員の演奏技術の向上を図るため、学識経験者に依頼して特別教養を行うことができる。

(活動計画)

第12条 隊長は、毎月25日までに、別記様式第3号による警察音楽隊月間活動計画表により、翌月の活動計画を定めるものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令2号・令和5年17号〕)

(服装)

第13条 音楽隊の服装は、別に定めるところによる。

(楽器の管理)

第14条 音楽隊に、演奏活動に必要な楽器を備え付けるものとする。

- 2 音楽隊に備え付けた楽器については、別記様式第4号による楽器貸与簿により、貸与の状況を明らかにしておくものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令2号〕)

附 則

- 1 この訓令は、昭和50年3月20日から施行する。
- 2 警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和33年広島県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和55年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成29年2月6日本部訓令第2号）

この訓令は、平成29年2月6日から施行する。

附 則（令和3年3月1日本部訓令第4号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年3月1日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年5月19日本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年5月19日から施行する。

附 則（令和5年4月27日本部訓令第17号）

この訓令は、令和5年4月27日から施行する。